



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	池田清治教授の経歴と業績
Author(s)	曾野, 裕夫
Citation	北大法学論集, 75(5-6), 410[1]-389[22]
Issue Date	2025-03-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/94394
Type	departmental bulletin paper
File Information	12_Sono_lawreview_75_5・6.pdf



池田清治教授の経歴と業績

曾 野 裕 夫

池田清治教授は、二〇二五年三月三十一日をもって、北海道大学大学院法学研究科を定年退職される。教授は、小樽商科大学商学部で神田孝夫教授に師事され、同学部を一九八四年三月にご卒業された。そして、同年四月に北海道大学大学院法学研究科に進学され、修士一年次には東海林邦彦教授、修士二年から

は藤岡康宏教授のご指導のもと、民法学の研究を始めた。一九八九年三月に博士後期課程を終えられると、同年四月ただちに北海道大学法学部助手に採用され、一九九一年三月には学位論文「契約交渉の破棄とその責任―現代における信頼保護の一態様として―」で法学博士（課程博士）の学位を授与された。

その後、同年八月には助教授に昇任、二〇〇三年四月には教授に昇任され、助手着任から三六年間もの長きにわたり、北海道大学大学院法学研究科・法学部の教員として、民法学の研究と教育に従事され、そして、全学や法学部・法学研究科の運営に尽くされた。この間、池田教授は、民法の研究、教育、大学運営のいずれの分野においても、法学部・法学研究科の「要」として多大な貢献をされ、先輩後輩を問わず同僚と学生から厚い信頼を得てきた。

以下では、感謝の意を込めて、池田教授のご活躍の一端を振り返りたい。

一 研究上の業績

(1) 契約法分野の業績

池田教授は、主に「契約法」の分野での研究に取り組んでこられた。その柱は三つある。

第一は、契約交渉の破棄による責任を中心として、契約締結上の過失（契約締結過程における注意義務違反）、契約の成立、手付をめぐる問題を扱う、契約交渉過程についてのご研究である。これが、池田教授の研究の中核をなしている。教授の博士

論文「契約交渉の破棄とその責任―現代における信頼保護の一態様として―」が公刊された一九九〇年代初めは、折しも、国内外の学界で契約の締結過程や契約締結上の過失について注目が集まり、多くの学説が生まれた時期でもある（「契約の熟度」論や中間的合意論もこの時期に生まれた議論である）。そのなかで、池田教授は、契約交渉の破棄による責任について、ドイツ法、フランス法、アメリカ法との比較法的考察をおこない、（申込み承諾型の契約成立形態における）「申込みの撤回」と（練り上げ型の契約成立形態における）「契約交渉の破棄」という問題には信頼保護という観点から共通性・連続性があることに注目され、また、交渉破棄の経緯について「信頼裏切り型」と「誤信惹起型」の二つの類型分けとそれに応じた規律の提言をされて、学界に大きな影響を与えた。現在では、「申込承諾型」「練り上げ型」の契約成立形態や「誤信惹起型」「信頼裏切り型」の類型分けは、学界に広く共有されているといえる。また、池田教授は当初は責任の発生根拠に重点をおいた研究をされていたが、その後、その責任内容（損害賠償の内容）についても研究を進められ、履行利益、信頼利益、費用賠償の概念理解の探究、それらの概念の相互連関についても検討を進めておられる。

第二は、消費者契約に関するご研究である。不当勧誘につい

て消費者契約法四条が定める消費者取消権についてのご業績は、上記の契約交渉過程のご研究と密接な連続性があるといえるが、池田教授は、より広く、深く、消費者法の独自性と、それをふまえた消費者法の実効性確保・エンフォースメントの在り方の研究に取り組んでこられた。消費者団体訴訟や消費者行政の在り方についてのご研究はその一端である。池田教授は、消費者団体に関する内閣府の研究会や、北海道と札幌市の消費者生活審議会の委員もつとめられており（北海道消費者生活審議会では二〇〇五年から二〇一二年まで会長）、消費者法のご研究とこのような社会貢献が一体となって、成果を出してこられたといえる。

第三は、贈与契約に関するご研究である。これは「契約の拘束力」についての関心から進められている研究であるといえ、契約の無償性が契約の拘束力に与える影響や無償性の判断のあり方の探究に取り組まれている。贈与の取消し（債権法改正後の用語でいえば贈与の解除）に関する民法五五〇条について『民法典の百年Ⅲ』（広中俊雄・星野英一編）に執筆されたご論稿がその中心であるが、近時はこの領域にとくに関心をお持ちであるとうかがっており、近い将来にそのご研究のさらなる成果が表されることになるう。

以上のほか、契約法分野のご業績として、債権譲渡禁止特約（債権法改正前の）瑕疵担保責任、白紙委任状と表見代理、あるいは債権法改正を契機として書かれた履行不能、契約解除、危険負担など、債権法上の基本的な制度についてのご研究がある。

(2) 不法行為法分野の業績

「不法行為法」の分野では、交通事故損害賠償をめぐる一連のご研究がある。池田教授は、財団法人交通事故紛争処理センターの審査委員を長くつとめられているが、この分野でのご研究は、具体的事案における損害賠償額の算定の難しさを実体験・実感されたことをふまえて取り組まれているものといえる。

(3) 池田教授のご研究の特徴

以上のような池田教授のご研究にみられる一貫した特徴は、現実主義（リアリズム）にあるように思われる。教授は、法解釈論を分析する際にはその法解釈論が選択される時代的、社会的、技術的な制約を常に意識されているし、紛争を分析する際には当事者が真に求めている利益実現は何なのかという紛争の実質による紛争類型の違いにきわめて敏感である。その根底には、裁判官も判決を下すにあたっては、多くの考慮因子をとらえた判断をしているという認識があり、そのことを具体的に実

証することにも意を尽くされている。このような姿勢は、学内の研究会である民事法研究会での教授のご発言からも顕著に看取されるところであり、参加者に大きな示唆を与えていることも教授の研究面の貢献ということできる。

二 教育上の業績

池田教授は、二〇一〇年度までは法学部の民法の講義や演習を担当され、また二〇〇四年度に法科大学院が開設されてからは、主として法科大学院での民法の授業を担当されてきた。教育に対する池田教授の熱心さは他の追随を許さない。

(1) 法科大学院での教育

法科大学院では、特に二〇一一年以降は未修課程一年生向けの民法の授業（基礎プログラムの「民法Ⅰ～Ⅳ」（全二〇単位））を一手にお引き受けになったほか、未修課程の入学者向けの入学前導入教育を率先して担当され、録画教材を作成するなどの工夫を用いてこられた。これはコロナ禍によって録画教材が一般化する前から行われてきた取組みであることも特筆に値する。また、二〇一一年からは、未修・既修双方の学生を対象として、頻度が高まった民法の改正を取り上げる授業を開講さ

れている（当初の授業名は「債権法改正」、現在は「現代民法」（二単位））。

さらに、北海道大学法科大学院では、学生の論述能力涵養のために、札幌弁護士会法科大学院支援委員会の協力を得て実務家教員を非常勤講師として派遣していただき、答案添削の授業（民法については、二〇〇四年から未修一年生対象の民法基礎ゼミ（二単位）、二〇一五年からは未修二年生・既修一年生対象の民法ゼミ（二単位））を開講しているが、池田教授はこれらの世話人として実務家教員との調整を担当されているほか、実務家教員が中心となって作成する事例問題の作成にも深く関与してきた（民法基礎ゼミの各年度の第一問は池田教授が事例問題を作成されている）。

(2) 教材作成

このような事例問題の作成は、池田教授が熱意をもって手掛けてこられたところであり、一般向けに公表されているものだけでなく、『法学教室』誌での一年間の連載、『法学セミナー』誌における三年間にわたる学生向け演習問題の連載（後者は、のちに二冊の演習書『基本事例で考える民法演習』『同2』にまとめられている）や、北海道大学の民法教員四名で執筆した『事例で学ぶ民法演習』などがある。いずれも、「基礎」「基本」を

大事にしつつ、「応用」へと学生を導く、工夫の凝らされた事例問題が集められている。

またインターネット上でも、「民法玉手箱」（商標登録済み）と題したサイトを開設され、講義レジュメなどの資料を公開されている。

(3) 法学部・研究大学院における教育

先に述べたとおり、二〇〇四年の法科大学院開設後は、法学部教育を担当される機会は少なくなったが、それまでは学部で民法の講義や演習をご担当された。法科大学院開設前から数年にわたって民法教員が共同で開講していた法学部の授業「民法の重要問題」は事例問題の添削授業であり、そこでの経験は北海道大学の法科大学院における授業に生かされたといえるが、池田教授はその中心となって活躍された。また、池田教授の学部の演習からは多くの司法試験合格者が巣立っておられ、池田教授を慕って北海道大学法科大学院の教育に協力をしてくださっている実務家も多い。

研究者養成では、岩本尚禧氏（現在、小樽商科大学商学部教授）、楊瑞賀氏（現在、中国・山東大学法学院助理研究員）を博士課程における丁寧なご指導によって博士号取得まで育てられたほか、数多くの博士論文の審査を担当され、また法科大学

院開設以前は修士課程の大学院生の指導をされた。法科大学院設置後は、専任教員は修士課程の大学院生の指導教員になることができないとの制度的制約があったが、大学院生に対する教育の場でもある北海道大学の民事法研究会でのご報告やご発言を通して、多くの大学院生を指導された。

三 大学運営上の業績

池田教授は、部局内や全学の各種委員を歴任され、大学運営にあたられた。

部局内では、一九九九年以降の部局運営上の大きなプロジェクトであった法科大学院の設置準備室長として奔走され、また、法学研究科・法学部建物の耐震化工事という大事業の差配など名参謀として活躍された。その後、二〇一二年四月から二〇二〇年一月まで、法科大学院長、法学研究科評議員代理、北海道大学教育研究評議員、法学研究科長・法学部長などの要職を次々に歴任された。この九年近くに及ぶ期間においては、北海道大学の組織改編のなかでの大学院改革構想への取組み、法曹コース（いわゆる3+2）の設置、新型コロナウイルス感染症によるパンデミックへの対応などの難局を、緻密な計画と大胆

な決断によって乗り切られ、辣腕を振るわれた。

また、これはむしろ研究上の業績として位置づけるべきであるかもしれないが、二〇〇八年から二〇一三年にかけて展開されたグローバルCOEプログラム「多元分散型統御を目指す新世代法政策学」では、事業推進担当者の一員として、研究面だけでなく、その運営にもあたられ、プログラムを成功に導かれた。

全学においても、北海道大学教育研究評議員をつとめられたほか、北海道大学経営協議会委員、北海道大学総長選考会議委員もおつとめになり、大学全体からの信頼も厚かった。

列挙すればこのようになるが、法学研究科・法学部、あるいは全学の運営において池田教授が果たされた役割は、このような外形的なお仕事だけでは到底語り切ることができない。池田教授という稀有な人材を得られたことは、法学研究科・法学部にとって誠に幸運なことであつたといえる。

四 学外での活動

最後に、池田教授の学外でのご活動について簡単に触れておきたい。

池田教授は、学会では、日本私法学会運営懇談会委員、日本私法学会理事、日本消費者法学会理事、法科大学院協会幹事をつとめてこられた。

それ以外の社会的活動としては、旧司法試験・予備試験も含め司法試験の審査委員を二〇〇六年から二〇一七年まで一〇年以上にわたってつとめられ、法曹養成に貢献されたことが特筆に値する。これは、教育上の業績について上述した際に触れたような池田教授の才能が遺憾なく発揮される機会であつたといえる。

また、地域に対する貢献も多大である。池田教授は、北海道消費生活審議会と北海道本人確認情報保護審議会では委員・会長をつとめられたほか、札幌市消費生活審議会苦情処理部会委員、札幌弁護士会懲戒委員会委員、最高裁判所下級裁判所裁判官指名諮問委員会地域委員会委員（札幌）、札幌地方裁判所簡易裁判所判事推薦委員会委員などを歴任されている。

そして、財団法人交通事故紛争処理センターの審査委員を二年以上にわたってつとめておられ、自動車事故にともなう損害賠償をめぐる紛争の解決に尽力されている。

これらの活動は、請われて長期にわたって継続的に続けられているものが多く、このことは池田教授の能力だけでなく、人

望の表れといふことができる。

以上のように、池田清治教授は、三六年もの長きにわたって、北海道大学において研究、教育、部局・大学の運営、社会貢献に取り組んでこられ、そのいづれにおいても卓越した成果を残し、同僚・学生・社会から頼りにされてきた。このような、まさしく余人をもつて代えがたい池田清治教授がご退職されることには寂しさを禁じ得ないが、幸いなことに、ご退職後も、引き続き、本学及び近隣の機関において研究、教育に取り組まれるとうかがっている。ここに、これまでのご指導、ご貢献に感謝と敬意を表すとともに、ご退職後の益々のご活躍とご健勝を心からお祈りしたい。

池田清治教授の経歴

【学歴及び職歴等】

一九八四年 三月 小樽商科大学商学部卒業
一九八六年 三月 北海道大学大学院法学研究科修士課程修了

一九八九年 三月 北海道大学大学院法学研究科博士後期課程退学

一九八九年 四月 北海道大学法学部助手

一九九一年 八月 北海道大学法学部助教

*この間、オスナブリュック大学（ドイツ連邦共和国）国際私法比較法研究所客員研究員（一九九六年四月から一九九八年三月まで。）

二〇〇〇年 四月 北海道大学大学院法学研究科助教授（組織変更による配置換え。）

二〇〇三年 四月 北海道大学大学院法学研究科教授

二〇一二年 四月―二〇一四年 三月

北海道大学大学院法科大学院長（法学研究科法律実務専攻長）

北海道大学大学院法学研究科副研究科長

二〇一四年―二月―二〇一六年 二月

北海道大学大学院法学研究科評議員代理

二〇一六年―二月―二〇一八年 二月

北海道大学教育研究評議会評議員

北海道大学大学院法学研究科副研究科長

二〇一八年二月―二〇二〇年二月

北海道大学教育研究評議会評議員

北海道大学大学院法学研究科研究科長、

法学部長

二〇二〇年 四月―二〇二〇年二月

北海道大学経営協議会委員

北海道大学総長選考会議委員

一九八六年 三月 法学修士（北海道大学）

一九九一年 三月 法学博士（北海道大学）

【学会理事など】

・日本私法学会会員 一九八六年一〇月―

・日本私法学会運営懇談会委員

二〇〇二年 八月―二〇〇五年 八月

・日本私法学会理事 二〇一二年一〇月―二〇一四年一〇月

・日本消費者法学会会員二〇〇八年一月―

・日本消費者法学会理事二〇二二年一月―

・法科大学院協会監事 二〇一二年 五月―二〇一四年 五月

【学外委員など】

・内閣府消費者組織に関する研究会委員

二〇〇二年 八月―二〇〇三年 八月

・北海道消費生活審議会委員

二〇〇三年 九月―二〇一二年 三月

*二〇〇五年九月から二〇一二年三月までは、同会会長を務める。

・札幌市消費生活審議会消費者苦情処理部会委員

二〇〇五年 二月―二〇〇七年 二月

・北海道環境生活部北海道立市民活動促進センター及び北海道立消費生活センター指定管理者候補者選定準備委員会委員

二〇〇五年 九月―二〇〇六年 三月

・国立病院機構北海道がんセンター受託研究審査委員会外部委員 二〇〇五年一〇月―二〇〇六年 三月

二〇〇六年一〇月―二〇〇七年 三月

・北海道本人確認情報保護審議会委員

二〇〇六年一〇月―二〇一四年 九月

*二〇一〇年一〇月から二〇一四年九月までは、同会委員長を務める。

・衆議院消費者問題に関する特別委員会 地方公聴会 意見陳

述人

二〇〇九年 四月

・札幌弁護士会懲戒委員会委員

二〇一〇年 二月―二〇一八年 五月

・札幌法務局評価委員（民間人札に係る）

二〇一〇年 八月―二〇一〇年 一月

・財務省人札等監視委員会委員

二〇一二年 一月―二〇一四年 二月

＊二〇一四年一月から同年二月までは、同会委員長を務める。

・財団法人交通事故紛争処理センター審査委員

二〇一二年 四月―

・財団法人交通事故紛争処理センター企画委員

二〇一二年 四月―

・日本学術振興会 科学研究費委員会専門委員

二〇一三年 二月―二〇一五年 一月

・日本学術振興会 科学研究費委員会専門委員

二〇一七年 二月―二〇一九年 二月

・大学基準協会 法科大学院基準委員会委員

二〇一四年 九月―二〇一五年 八月

・最高裁判所下級裁判所裁判官指名諮問委員会 地域委員会委

員（札幌）

二〇一五年 六月―二〇二四年 五月

・公益財団法人札幌法律援護基金理事

二〇一五年 六月―二〇二三年 六月

・札幌地方裁判所簡易裁判所判事推薦委員会委員

二〇二二年 四月―

・法務省旧司法試験第二次試験考查委員

二〇〇六年 二月―二〇一〇年 一月

・法務省司法試験予備試験考查委員

二〇一一年 三月―二〇二二年 一月

・法務省司法試験考查委員（採点担当）

二〇一三年 六月―二〇一三年 九月

・法務省司法試験考查委員（出題採点担当）

二〇一三年 一月―二〇一五年 九月

・法務省司法試験考查委員（採点担当）

二〇一六年 五月―二〇一七年 九月

池田清治教授の業績

一 著書

- 1 『契約交渉の破棄とその責任』（有斐閣、東京）一九九七年五月 全三七四頁
- 2 『民法学における古典と革新（藤岡康宏先生古稀記念論文集）』（成文堂、東京）（松久三四彦、藤原正則、須加憲子との共編著）二〇一一年二月 全五九二頁
- 3 『基本事例で考える民法演習』（日本評論社、東京）二〇一三年三月 全一八二頁
- 4 『事例で学ぶ民法演習』（成文堂、東京）（松久三四彦、藤原正則、曾野裕夫との共著）二〇一四年四月 全三二四頁
- 5 『基本事例で考える民法演習2』（日本評論社、東京）二〇一四年二月 全一八六頁

二 論文

- 1 「契約交渉の破棄とその責任（一）―現代における信賴保護の一態様として―」北大法学論集四二卷一号一―五九頁
一九九一年二月

- 2 「契約交渉の破棄とその責任（二）―現代における信賴保護の一態様として―」北大法学論集四二卷二号一四七―一九四頁 一九九一年二月
- 3 「契約交渉の破棄とその責任（三）―現代における信賴保護の一態様として―」北大法学論集四二卷三号一―四一頁 一九九二年三月
- 4 「契約交渉の破棄とその責任（四）―現代における信賴保護の一態様として―」北大法学論集四二卷四号一―五八頁 一九九二年三月
- 5 「契約交渉の破棄とその責任（五）―現代における信賴保護の一態様として―」北大法学論集四二卷五号一―五六頁 一九九二年六月
- 6 「契約交渉の破棄とその責任（六）―現代における信賴保護の一態様として―」北大法学論集四二卷六号七―一一五頁 一九九二年七月
- 7 「契約交渉の破棄とその責任（七・完）―現代における信賴保護の一態様として―」北大法学論集四三卷一号六三―一二六頁 一九九二年九月
- 8 「契約交渉の破棄とその責任」私法五五号一七〇―一七六頁 一九九三年四月

- 9 Zur Haftung beim Abbruch von Vertragsverhandlungen
(1), The Hokkaido Law Review 42(1): 407-408 (1991, 11)
Zur Haftung beim Abbruch von Vertragsverhandlungen
(2), The Hokkaido Law Review 43(1): 175-177 (1992, 9)
Liability for Breaking Off Negotiation?, Journal of Private
Law 55, 326-328 (1993, 4)
- 12 「契約交渉の破棄とその責任」長尾治助、中坊公平(編)『生
活者と民法』(悠々社、東京) 七六～八六頁 一九九五年
九月
- 13 「民法五五〇条(贈与の取消)」星野英一、広中俊雄(編)
『民法典の百年Ⅲ』(有斐閣、東京) 二五五～三〇八頁 一
九九八年一〇月
- 14 「民法学における『意図せざる結果』」民事研修五一七号一
二～二五頁二〇〇〇年五月
- 15 「消費者法とドイツ法」ジュリスト二二〇〇号一二二～一
二九頁 二〇〇一年五月
- 16 「債権の流動化と譲渡禁止特約の効力」北海道大学大学院
法学研究科附属高等法政教育研究センター年次報告書二二
七〇～八二頁 二〇〇二年五月
- 17 Japanisches Verbraucherschutzrecht und Einflüsse des
europäischen Rechts: Das Gesetz über Verbraucherverträge
und der Gesetzentwurf über die Verbandsklage, Zeitschrift
für Japanisches Recht Bd. 14, S. 113-125 (2003, 4)
(gemeinsam mit Yasuhiro Okuda)
- 18 「不特定物と瑕疵担保責任」民事研修五五六号三～一四頁
二〇〇四年六月
- 19 「消費者団体の団体訴権―その背景と位置づけ―」北大法
学論集五七巻六号一〇六～一三一頁 二〇〇七年三月
- 20 「競争秩序と消費者」NBL八六三三三七三～八〇頁 二〇
〇七年八月
- 21 「特定商取引における消費者と企業」NBL八七二二号一八
～一九頁 二〇〇八年一月
- 22 「民法学から見た制度的契約論」北大法学論集五九巻一号
一〇四～一一五頁 二〇〇八年五月
- 23 「契約締結上の過失の規定をどう考えるか」椿寿夫、新美
育文、平野裕之、河野玄逸(編)『民法改正を考える』(日
本評論社、東京) 二二二～二二四頁 二〇〇八年九月
- 24 「消費者法の独自性と実効性」新世代法政策学研究二二一
〇五～一一七頁 二〇〇九年七月
- 25 「消費者庁および消費者委員会の設置の意義と経緯―消費

- 者行政の変遷と各国の動向」現代消費者法五号四―一二頁 二〇〇九年二月
- 26 「消費者団体の団体訴権」吉田克己(編)『競争秩序と公私協働』(北大図書刊行会、札幌)二二三―二五七頁 二〇一二年二月
- 27 「解除の要件と効果」ジュリスト一四二三号九一―九五頁 二〇一一年六月
- 28 「白紙委任状の濫用と一〇九条責任―判例理論の再検討―」松久三四彦、藤原正則、須加憲子、池田清治(編)『民法学における古典と革新』(成文堂、東京)三一―六七頁 二〇一一年二月
- 29 「消費者法における私人のエンフォースメントとしての団体訴訟」新世代法政策学研究一五号二四一―二五二頁 二〇一二年三月
- 30 「割合的責任論の現在―共同不法行為事例を素材として―」交通事故紛争処理センター(編)『交通事故紛争処理の法理』(ぎょうせい、東京)二一―三三頁 二〇一四年一月
- 31 「契約締結過程の民事責任論と消費法三条」法学教室四四一―一七―二二頁 二〇一七年六月
- 32 「履行不能の規律―プロセス変化の存否」ジュリスト一五二―二七頁 二〇一七年一月
- 33 「日本における契約締結上の過失理論の生成・展開、そして、課題」民法研究第二集第四号二三―三四頁 二〇一八年三月
- 34 「契約の成立」潮見佳男、千葉恵美子、片山直也、山野目章夫(編)『詳解改正民法』(商事法務、東京)三八六―三九四頁 二〇一八年六月
- 35 「借地上的建物の賃借人の地位」法学教室四五六号二二―二五頁 二〇一八年九月
- 36 「契約交渉段階」松岡久和、松本恒雄、鹿野菜穂子、中井康之(編)『改正債権法コンメンタール』(法律文化社、京都)九五四―九六三頁 二〇二〇年一月
- 37 「契約の成立」鎌田薫、潮見佳男、渡辺達徳(編)『新基本法コンメンタール 債権2』(日本評論社、東京)七―一四頁 二〇二〇年一月
- 38 「消費者庁・消費者委員会の設置、歩み、そして、課題」現代消費者法五九号一〇九―一一八頁 二〇二三年六月
- 39 「未成年者の事故と親の責任―最判平成二七・四・九民集六九卷三号四五五頁の検討」交通事故紛争処理センター(編)『交通事故紛争解決法理の到達点』(第一法規、東京)

- 40 「危険負担」 鎌田薫、加藤新太郎、松本恒雄（編）『債権法改正講座 第2巻 債権総論』（日本評論社、東京）一一五～一二八頁 二〇二四年一〇月
- 三 判例評釈
- 1 「履行期前の土地の測量及び履行の催告が履行の着手に当たらないとされた事例」法学教室一五八号一〇八～一〇九頁 一九九三年一月
- 2 「暫定的合意の効力」 鴻常夫、竹内昭夫、江頭憲治郎（編）『商法（総則、商行為）判例百選（第三版）』（有斐閣、東京）二〇〇～二〇一頁 一九九四年七月
- 3 「手付けの倍額の償還による売買契約の解除と現実の提供の要否」北大法学論集四六巻二号一四一～一五七頁 一九九五年九月
- 4 「金銭の不当利得が存在しないことの主張・立証責任」法学協会雑誌一一二巻一〇号一二四七～一二六六頁 一九九五年一〇月
- 5 「契約準備段階の過失」 星野英一、平井宜雄（編）『民法判例百選Ⅱ（第四版）』（有斐閣、東京）一六～一七頁 一九九六年三月
- 6 「交通事故による損害賠償債務についての一部の弁済及び供託が有効である場合」民商法雑誌一一四巻一号九五～一二三頁 一九九六年四月
- 7 「契約準備段階の過失」 星野英一、平井宜雄、能見善久（編）『民法判例百選Ⅱ（第五版）』（有斐閣、東京）一八～一九頁 二〇〇一年一〇月
- 8 「指名債権譲渡の予約についての確定日付ある証書による債務者の承諾をもって予約完結による債権譲渡の効力を第三者に対抗することの可否（最判平成一三年一月二七日民集五五巻六号一〇九〇頁）」法学教室二六五号一三八～一三九頁 二〇〇二年一〇月
- 9 「暫定的合意の効力」 江頭憲治郎、山下友信（編）『商法（総則、商行為）判例百選（第四版）』（有斐閣、東京）一一八～一一九頁 二〇〇二年一〇月
- 10 「契約準備段階の過失」 星野英一、平井宜雄、能見善久（編）『民法判例百選Ⅱ（第五版 新法対応補正版）』（有斐閣、東京）一八～一九頁 二〇〇五年四月
- 11 「ゲーム機を順次販売する連鎖的な契約が成立しなかった場合の契約準備段階における信義則上の注意義務違反」 椿
- 例百選Ⅱ（第四版）』（有斐閣、東京）一六～一七頁 一九

- 17 「契約締結に至らなかった場合の責任(2)」松本恒雄、潮見佳男(編)『判例ブラクティス 民法Ⅰ(総則、物権)』(信山社、東京) 七頁 二〇一〇年三月
- 16 「契約締結に至らなかった場合の責任(1)」松本恒雄、潮見佳男(編)『判例ブラクティス 民法Ⅰ(総則、物権)』(信山社、東京) 六頁 二〇一〇年三月
- 15 「契約交渉破棄における責任」中田裕康、潮見佳男、道垣内弘人(編)『民法判例百選Ⅱ 債権(第六版)』(有斐閣、東京) 八～九頁 二〇〇九年四月
- 14 「暫定的合意の効力」江頭憲治郎、山下友信(編)『商法(総則・商行為)判例百選(第五版)』(有斐閣、東京) 一一〇～一一一頁 二〇〇八年十二月
- 13 「カーボン複写による自筆証書遺言と自書の要件」水野紀子、大村敦志、窪田充見(編)『家族法判例百選(第七版)』(有斐閣、東京) 一六六～一六七頁 二〇〇八年一〇月
- 12 「契約準備段階における信義則上の注意義務違反」民商法雑誌一二七巻三号八五～九四頁 二〇〇八年二月
- 11 「委託を受けていない仲介業者の契約交渉段階での注意義務」松本恒雄、潮見佳男(編)『判例ブラクティス 民法Ⅰ(総則、物権)』(信山社、東京) 八頁 二〇一〇年三月
- 10 「不当勧誘と不退去・困惑させる行為」廣瀬久和、河上正二(編)『消費者法判例百選』(有斐閣、東京) 八二～八三頁 二〇一〇年六月
- 9 「金の商品先物取引の委託契約において、将来の金の価格は消費者契約法四条二項本文にいう「重要事項」に当たらないとされた事例」現代消費者法一〇号八八～九五頁 二〇一一年三月
- 8 「契約締結前の説明義務違反と当該契約上の債務の不履行による損害賠償責任の成否」ジュリスト一四四〇号七四～七五頁 二〇一二年四月
- 7 「契約交渉破棄における責任」中田裕康、窪田充見(編)『民法判例百選Ⅱ 債権(第七版)』(有斐閣、東京) 八～九頁 二〇一五年一月
- 6 「カーボン複写による自筆証書遺言と自書の要件」水野紀子、大村敦志(編)『民法判例百選Ⅲ 親族・相続』(有斐閣、東京) 一六〇～一六一頁 二〇一五年二月
- 5 「不法残留外国人労働者の逸失利益・慰謝料」新美育文、

- 山本豊、古笛恵子（編）『交通事故判例百選（第五版）』（有斐閣、東京）一六〇～一七頁 二〇一七年一〇月
- 25 「信頼の原則」新美文文、加藤新太郎（編）『実務精選一〇〇 交通事故判例解説』（第一法規、東京）五二～五三頁 二〇一八年一月
- 26 「契約交渉破棄における責任」窪田充見、森田宏樹（編）『民法判例百選Ⅱ債権（第八版）』（有斐閣、東京）八〇九頁 二〇一八年三月
- 27 「カーボン複写による自筆証書遺言と自書の要件」水野紀子、大村敦志（編）『民法判例百選Ⅲ 親族・相続（第二版）』（有斐閣、東京）一六二～一六三頁 二〇一八年三月
- 28 「判例クローズアップ 受信設備を設置した者は、番組を見なくても、NHKに受信料を支払わねばならないのか」法学教室四五二号四四～五〇頁 二〇一八年五月
- 29 「死因贈与の扱い（改正一〇四七条）」加藤新太郎、前田陽一、本山敦（編）『実務精選一二〇 離婚・親子・相続事件判例解説』（第一法規、東京）二七四～二七五頁 二〇一九年五月
- 30 「契約準備段階における当事者の義務」神作裕之、藤田友敬（編）『商法判例百選』（有斐閣、東京）八八～八九頁
- 31 二〇一九年六月
「転貸借契約の契約条件について合意したにもかかわらず契約書への記名捺印を拒否した転借交渉者の責任の内容」櫻田嘉章、松本恒雄、北村雅史、窪田充見、笠井正俊（編）『私法判例リマックス』（日本評論社、東京）六〇号三四～三七頁 二〇二〇年二月
- 32 「不当勧誘と不退去・困惑させる行為」河上正二、沖野眞己（編）『消費者法判例百選（第二版）』（有斐閣、東京）八六～八七頁 二〇二〇年九月
- 33 「契約締結に至らなかった場合の責任（1）」松本恒雄、潮見佳男（編）『判例ブラクティス 民法Ⅰ（総則、物権）（第2版）』（信山社、東京）八頁 二〇二二年三月
- 34 「契約締結に至らなかった場合の責任（2）」松本恒雄、潮見佳男（編）『判例ブラクティス 民法Ⅰ（総則、物権）（第2版）』（信山社、東京）九頁 二〇二二年三月
- 35 「委託を受けていない仲介業者の契約交渉段階での注意義務」松本恒雄、潮見佳男（編）『判例ブラクティス 民法Ⅰ（総則、物権）（第2版）』（信山社、東京）一〇頁 二〇二二年三月
- 36 「契約交渉破棄における責任」窪田充見、森田宏樹（編）『民

- 法判例百選Ⅱ債権〔第九版〕（有斐閣、東京）八～九頁
二〇〇三年二月
- 37 「カーボン複写による自筆証書遺言と自書の要件」大村敦志、沖野眞己（編）『民法判例百選Ⅲ 親族・相続（第三版）』（有斐閣、東京）一七二～一七三頁 二〇〇三年二月
- 38 「債務の存在を争いつつ行った弁済の受領の催告について、債務の本旨に従った弁済の提供を認められた事例」櫻田嘉章、松本恒雄、北村雅史、窪田充見、笠井正俊（編）『私法判例リマックス』（日本評論社、東京）六七号一八～二一頁 二〇〇三年七月
- 四 書評、翻訳など
- 1 「〔論文紹介〕Mark P. Gergen, Liability for Mistake in Contract Formation」アメリカ法一九九三年一号七三～七七頁 一九九三年七月
- 2 「〔書評〕石井照久・普通契約条款」加藤雅信（編）『日本民法典制定の歴史的意義（民法学説百年史）』（三省堂、東京）四四三～四四七頁 一九九九年二月
- 3 「〔翻訳〕メデイクス・私的自治と決別すべきか」瀬川信久（編）『私法学の再構築』（北大図書刊行会、札幌）二二三～二四六頁 一九九九年二月
- 4 「〔書評〕ハイン・ケッツ著（潮見佳男、中田邦博、松岡久和訳）『ヨーロッパ契約法Ⅰ』（法律文化社）一九九九年」民商法雑誌一二四巻六号九〇八～九一八頁 二〇〇一年九月
- 5 「〔書評〕ケッツ『ヨーロッパ契約法Ⅰ』」川角由和、中田邦博、潮見佳男、松岡久和（編）『ヨーロッパ私法の動向と課題』（日本評論社、東京）五七～七一頁 二〇〇三年一〇月
- 6 消費者組織に関する研究会（編）『消費者団体を主体とする団体訴訟制度と消費者団体の役割（内閣府国民生活局、東京）八〇頁 二〇〇三年五月（同研究会の委員として、本報告書の作成の一部に関与した。）
- 7 「〔書評〕河上正二『民法学入門―民法総則講義・序論』」ジュリスト一三〇六号一～三頁 二〇〇六年二月
- 8 シンポジウム「競争秩序と民法」私法七〇号四～六〇頁 二〇〇八年四月（同シンポジウムにおいて報告者の一人として、報告した後、質疑を行った。）
- 9 「第一七一回国会 衆議院 消費者問題に関する特別委員会議録第一二二号（その二）（衆議院事務局、東京）一～

- 一五頁 二〇〇九年四月（同委員会の地方公聴会における意見陳述人の一人として、消費者庁関連三法案に関する報告及び意見陳述をし、その後、質疑を行った。）
- 10 「書評」山野目章夫（編）『初学者のための民法学修ガイド』法学セミナー六六八号一三五頁 二〇一〇年八月
- 11 「コメント」民法学の立場から」法と社会研究第八号一九三（二〇〇頁 二〇二三年五月
- 五 教材**
- 1 「私的自治の原則」法学セミナー五五六号一四一―一七頁 二〇〇一年四月
- 2 「債権の目的物」種類物・特定物（四〇一条）法学教室二五九号二〇―二二頁 二〇〇二年四月
- 3 「条件と期限」鎌田薫、加藤新太郎、須藤典明、中田裕康、三木浩一、大村敦志（編）『民事法Ⅰ（総則・物権）』（日本評論社、東京）一八七―一九六頁二〇〇五年七月
- 4 「民法入門（平成一八年度）」HUSCAP (<http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/handle/21.15/8395>) 二〇〇六年四月
- 5 「民法の判例とは」法学セミナー六一七号二一―二六頁
- 二〇〇六年五月
- 6 「予約・契約交渉・成立」内田貴、大村敦志（編）『民法の争点』（有斐閣、東京）二四四―二四五頁 二〇〇七年九月
- 7 「演習（民法）」法学教室三一九号一七六―一七七頁 二〇〇七年四月
- 8 「演習（民法）」法学教室三二〇号二〇〇―二〇一頁 二〇〇七年五月
- 9 「演習（民法）」法学教室三二一号一八四―一八五頁 二〇〇七年六月
- 10 「演習（民法）」法学教室三二二号一六〇―一六一頁 二〇〇七年七月
- 11 「演習（民法）」法学教室三二三号一七〇―一七一頁 二〇〇七年八月
- 12 「演習（民法）」法学教室三二四号一四八―一四九号 二〇〇七年九月
- 13 「演習（民法）」法学教室三二五号二一四―二一五頁 二〇〇七年一〇月
- 14 「演習（民法）」法学教室三二六号一三二―一三三頁 二〇〇七年十一月

- 15 「演習（民法）」法学教室三二七号一五二～一五三頁 二〇〇七年二月
- 16 「演習（民法）」法学教室三二八号一二六～一二七頁 二〇〇八年一月
- 17 「演習（民法）」法学教室三二九号一二二～一二三頁 二〇〇八年二月
- 18 「演習（民法）」法学教室三三〇号一六八～一六九頁 二〇〇八年三月
- 19 「民法入門」法学セミナー六五二号一七～一九頁 二〇〇九年四月
- 20 「債務不履行…契約交渉の一方的破棄」千葉恵美子、潮見佳男、片山直也（編）『Law Practice 民法Ⅱ（債権編）』（商事法務、東京）一九～二三頁 二〇〇九年九月
- 21 「条件と期限」鎌田薫、加藤新太郎、須藤典明、中田裕康、三木浩一、大村敦志（編）『民事法Ⅰ（総則・物権）』（第二版）』（日本評論社、東京）一九〇～一九九頁 二〇一〇年四月
- 22 「基本事例で考える民法演習1」法学セミナー六七六号九
九～一〇三頁 二〇一一年四月
- 23 「基本事例で考える民法演習2」法学セミナー六七七号九
- 24 「基本事例で考える民法演習3」法学セミナー六七八号一
〇二～一〇六頁 二〇一一年六月
- 25 「基本事例で考える民法演習4」法学セミナー六七九号九
二～九六頁 二〇一一年七月
- 26 「基本事例で考える民法演習5」法学セミナー六八〇号一
一六～二二〇頁 二〇一一年八月
- 27 「基本事例で考える民法演習6」法学セミナー六八一号一
〇八～一二二頁 二〇一一年一〇月
- 28 「基本事例で考える民法演習7」法学セミナー六八二号一
一二～一二六頁 二〇一一年一二月
- 29 「基本事例で考える民法演習8」法学セミナー六八三号九
二～九六頁 二〇一一年一二月
- 30 「基本事例で考える民法演習9」法学セミナー六八四号九
七～一〇一頁 二〇一二年一月
- 31 「基本事例で考える民法演習10」法学セミナー六八五号八
八～九二頁 二〇一二年二月
- 32 「基本事例で考える民法演習11」法学セミナー六八六号九
二～九六頁 二〇一二年三月
- 33 「基本事例で考える民法演習12」法学セミナー六八七号一

- 43 「基本事例で考える民法演習22」 法学セミナー六九八号九
- 42 「基本事例で考える民法演習21」 法学セミナー六九七号八
八〇九二頁 二〇一三年二月
- 41 「基本事例で考える民法演習20」 法学セミナー六九六号八
八〇九二頁 二〇一三年一月
- 40 「基本事例で考える民法演習19」 法学セミナー六九五号八
六〇九〇頁 二〇一二年二月
- 39 「基本事例で考える民法演習18」 法学セミナー六九四号八
八〇九二頁 二〇一二年一月
- 38 「基本事例で考える民法演習17」 法学セミナー六九三号九
八〇一〇二頁 二〇一二年一〇月
- 37 「基本事例で考える民法演習16」 法学セミナー六九二号八
四〇八八頁 二〇一二年九月
- 36 「基本事例で考える民法演習15」 法学セミナー六九一号一
一四〇一一八頁 二〇一二年八月
- 35 「基本事例で考える民法演習14」 法学セミナー六九〇号九
八〇一〇二頁 二〇一二年七月
- 34 「基本事例で考える民法演習13」 法学セミナー六八八号八
九〇九三頁 二〇一二年五月
- 33 「基本事例で考える民法演習12」 法学セミナー六八七号八
八〇九二頁 二〇一二年四月
- 32 「基本事例で考える民法演習11」 法学セミナー六八六号八
八〇九二頁 二〇一二年三月
- 31 「基本事例で考える民法演習10」 法学セミナー六八五号八
八〇九二頁 二〇一二年二月
- 30 「基本事例で考える民法演習9」 法学セミナー六八四号八
八〇九二頁 二〇一二年一月
- 29 「基本事例で考える民法演習8」 法学セミナー六八三号八
八〇九二頁 二〇一二年一〇月
- 28 「基本事例で考える民法演習7」 法学セミナー六八二号八
八〇九二頁 二〇一二年九月
- 27 「基本事例で考える民法演習6」 法学セミナー六八一号八
八〇九二頁 二〇一二年八月
- 26 「基本事例で考える民法演習5」 法学セミナー六八〇号八
八〇九二頁 二〇一二年七月
- 25 「基本事例で考える民法演習4」 法学セミナー六七九号八
八〇九二頁 二〇一二年六月
- 24 「基本事例で考える民法演習3」 法学セミナー六七〇号九
八〇九二頁 二〇一二年五月
- 23 「基本事例で考える民法演習2」 法学セミナー六七〇号九
八〇九二頁 二〇一二年四月
- 22 「基本事例で考える民法演習1」 法学セミナー六七〇号九
八〇九二頁 二〇一二年三月
- 21 「基本事例で考える民法演習0」 法学セミナー六七〇号九
八〇九二頁 二〇一二年二月
- 20 「基本事例で考える民法演習-1」 法学セミナー六七〇号九
八〇九二頁 二〇一二年一月
- 19 「基本事例で考える民法演習-2」 法学セミナー六七〇号九
八〇九二頁 二〇一二年一〇月
- 18 「基本事例で考える民法演習-3」 法学セミナー六七〇号九
八〇九二頁 二〇一二年九月
- 17 「基本事例で考える民法演習-4」 法学セミナー六七〇号九
八〇九二頁 二〇一二年八月
- 16 「基本事例で考える民法演習-5」 法学セミナー六七〇号九
八〇九二頁 二〇一二年七月
- 15 「基本事例で考える民法演習-6」 法学セミナー六七〇号九
八〇九二頁 二〇一二年六月
- 14 「基本事例で考える民法演習-7」 法学セミナー六七〇号九
八〇九二頁 二〇一二年五月
- 13 「基本事例で考える民法演習-8」 法学セミナー六七〇号九
八〇九二頁 二〇一二年四月
- 12 「基本事例で考える民法演習-9」 法学セミナー六七〇号九
八〇九二頁 二〇一二年三月
- 11 「基本事例で考える民法演習-10」 法学セミナー六七〇号九
八〇九二頁 二〇一二年二月
- 10 「基本事例で考える民法演習-11」 法学セミナー六七〇号九
八〇九二頁 二〇一二年一月
- 9 「基本事例で考える民法演習-12」 法学セミナー六七〇号九
八〇九二頁 二〇一二年一〇月
- 8 「基本事例で考える民法演習-13」 法学セミナー六七〇号九
八〇九二頁 二〇一二年九月
- 7 「基本事例で考える民法演習-14」 法学セミナー六七〇号九
八〇九二頁 二〇一二年八月
- 6 「基本事例で考える民法演習-15」 法学セミナー六七〇号九
八〇九二頁 二〇一二年七月
- 5 「基本事例で考える民法演習-16」 法学セミナー六七〇号九
八〇九二頁 二〇一二年六月
- 4 「基本事例で考える民法演習-17」 法学セミナー六七〇号九
八〇九二頁 二〇一二年五月
- 3 「基本事例で考える民法演習-18」 法学セミナー六七〇号九
八〇九二頁 二〇一二年四月
- 2 「基本事例で考える民法演習-19」 法学セミナー六七〇号九
八〇九二頁 二〇一二年三月
- 1 「基本事例で考える民法演習-20」 法学セミナー六七〇号九
八〇九二頁 二〇一二年二月
- 0 「基本事例で考える民法演習-21」 法学セミナー六七〇号九
八〇九二頁 二〇一二年一月
- 1 「基本事例で考える民法演習-22」 法学セミナー六七〇号九
八〇九二頁 二〇一二年一〇月
- 2 「基本事例で考える民法演習-23」 法学セミナー六七〇号九
八〇九二頁 二〇一二年九月
- 3 「基本事例で考える民法演習-24」 法学セミナー六七〇号九
八〇九二頁 二〇一二年八月
- 4 「基本事例で考える民法演習-25」 法学セミナー六七〇号九
八〇九二頁 二〇一二年七月
- 5 「基本事例で考える民法演習-26」 法学セミナー六七〇号九
八〇九二頁 二〇一二年六月
- 6 「基本事例で考える民法演習-27」 法学セミナー六七〇号九
八〇九二頁 二〇一二年五月
- 7 「基本事例で考える民法演習-28」 法学セミナー六七〇号九
八〇九二頁 二〇一二年四月
- 8 「基本事例で考える民法演習-29」 法学セミナー六七〇号九
八〇九二頁 二〇一二年三月
- 9 「基本事例で考える民法演習-30」 法学セミナー六七〇号九
八〇九二頁 二〇一二年二月
- 10 「基本事例で考える民法演習-31」 法学セミナー六七〇号九
八〇九二頁 二〇一二年一月
- 11 「基本事例で考える民法演習-32」 法学セミナー六七〇号九
八〇九二頁 二〇一二年一〇月

- 〇～九四頁 二〇一四年二月
- 54 「基本事例で考える民法演習33」法学セミナー七二二号一〇二～一〇六頁 二〇一四年五月
- 55 「契約交渉の一方的破棄」千葉恵美子、潮見佳男、片山直也(編)『Law Practice 民法Ⅱ(債権編)〔第2版〕』(商事法務、東京)二〇～二四頁 二〇一四年四月
- 56 「時効総則」、「取得時効」河上正二、中含寛樹(編)『新・判例ハンドブック 民法総則』(日本評論社、東京)一四八～一五一頁、一五三～一五四頁、一五六～一六三頁 二〇一五年四月
- 57 「契約交渉の一方的破棄」千葉恵美子、潮見佳男、片山直也(編)『Law Practice 民法Ⅱ(債権編)〔第3版〕』(商事法務、東京)二〇～二四頁 二〇一七年三月
- 58 「契約交渉の一方的破棄」千葉恵美子、潮見佳男、片山直也(編)『Law Practice 民法Ⅱ(債権編)〔第4版〕』(商事法務、東京)一六～二〇頁 二〇一八年六月
- 59 「契約の成立」、「契約締結交渉の破棄」、「契約締結過程における説明義務」、「手付」沖野眞己、窪田充見、佐久間毅(編)『民法演習サブノート二二〇問』(弘文堂、東京)二一五～二二二頁 二〇一八年七月
- 60 「契約の成立」、「契約締結交渉の破棄」、「契約締結過程における説明義務」、「手付」沖野眞己、窪田充見、佐久間毅(編)『民法演習サブノート二二〇問〔第2版〕』(弘文堂、東京)二二五～二二三頁 二〇二〇年一月
- 61 「契約交渉の一方的破棄」千葉恵美子、潮見佳男、片山直也(編)『Law Practice 民法Ⅱ(債権編)〔第5版〕』(商事法務、東京)一六～二〇頁 二〇二二年一〇月
- 62 「よくくり民法玉手箱」<https://note.com/minpotanatebako/> 二〇二二年七月
- 六 その他
- 1 「北大における大学院改革の現状と展望」ジュリスト一一六八号四五～四七頁(吉田克己と共著) 一九九九年二月
- 2 「二世紀の法学教育と法曹養成制度の構築」法律時報増刊『シリーズ司法改革Ⅱ』三四五～三四七頁(吉田克己と共著) 二〇〇一年一月
- 3 「会計士二次新試験委員のプロファイル 吉田克己委員の横顔と学説」会計人コース三八巻二二六～二七頁 二〇〇三年二月

- 4 「会計士二次新試験委員の特徴 吉田克己新試験委員」税経セミナール四八巻二五二頁 二〇〇三年二月
- 5 「法科大学院探訪(8)北海道大学法科大学院―大志ある法曹を養成する」法学セミナール五九号一―四頁(瀬川信久、田村善之と共著) 二〇〇四年一月
- 6 「演習(二年後期)」<http://www.hokudai.ac.jp/bureau/tenken/hokoku/2005/student-evaluation2/r11.html> 二〇〇五年三月
- 7 「法科大学院教育と新司法試験・新司法修習制度」法律時報七八巻二六―一五頁(吉田克己と共著) 二〇〇六年二月
- 8 「実務家による未修一年次に対する教育の意義」ロースクル研究八号二二―一五頁 二〇〇七年二月
- 9 「持続可能なFD (Sustainable Faculty Development) をめざして―「成績判定会議」という試み―」ロースクル研究一二号三三―三六頁 二〇〇八年二月
- 10 「未修者の教育問題」ロースクル研究一八号八八―九二頁 二〇一一年二月
- 11 「吉田克己教授の経歴と業績」北大法学論集六二巻六号一八七―二三三頁 二〇一二年三月
- 12 「〔無記名〕」瀬川信久名誉教授の功績等」北大時報七六六号三頁 二〇一八年一月
- 13 「藤原正則教授の経歴と業績」北大法学論集六八巻六号一二三―一四四頁 二〇一八年三月
- 14 「キャリア「権」の現代的意義―人生一〇〇年時代の到来と大学の使命」「キャリア権」法制化を目指す会紀要三九五―一二頁 二〇二一年九月
- 七 学会報告、学術講演など
- 1 「契約交渉の破棄とその責任」日本私法学会個別報告(一九九二年一〇月、早稲田大学)
- 2 「消費者団体の団体訴権―その背景と位置づけ」シンポジウム消費者法における公私の協働(二〇〇六年二月、北海道大学)
- 3 「消費者団体訴訟―研究者の立場から」法実務交流センターシンポジウム(二〇〇六年三月、京都大学)
- 4 「消費者団体による差止めと損害賠償」早稲田大学二一世紀COE〈企業法制と法創造〉(二〇〇七年六月、早稲田大学)
- 5 「競争秩序と消費者」日本私法学会シンポジウム(二〇〇

七年一〇月、専修大学)

(二〇二三年十一月、デ・アウネさっぽろ)

- 6 「消費者法の独自性と実効性」シンポジウム消費者法(二〇〇九年二月、北海道大学)
- 7 「消費者関連三法案について」衆議院 消費者問題に関する特別委員会 地方公聴会(二〇〇九年四月、札幌)
- 8 「契約締結上の過失について」司法研修所教官セミナー(二〇一一年三月、司法研修所)
- 9 「消費者法における私人によるエンフォースメントとしての団体訴訟」シンポジウム消費者法における規制とエンフォースメントの多元性(二〇一一年七月、北海道大学)
- 10 「日本における契約締結上の過失理論の生成、展開、そして、課題」第四回東アジア民事法学会シンポジウム(二〇一四年一月、台湾大学)
- 11 「北海道大学における未修一年の民法教育について」法学未修者教育に関するシンポジウム(二〇二一年六月、日弁連)
- 12 「コメントー民法学の立場から」日本法学会ミニシンポジウム(二〇二二年五月、成蹊大学)
- 13 「私法の原理と消費者法の原理ー近時の消費者法の進展を考える」第九期経営者大学パートV「法と中小企業コース」